## 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 920円 令和4年10月2日発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその 使用者

## 特定最低賃金

1070471005670		<del>,</del>
最低賃金の件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	時間額 <b>954</b> 円 令和4年12月1日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として 従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの 業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額  1 , 0 0 0 円  令和4年12月1日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として 従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器 具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び 「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>955</b> 円 令和4年12月1日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として 従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の 送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、 箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業 務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を 除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易 な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、 かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船 舶 製 造 ・ 修 理 業 、 船 体 ブロック 製 造 業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁 船製造・修理業」を除く	時間額 <b>948</b> 円 令和4年12月2日発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として 従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべて人に適用されます。

二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

最低賃金や賃金を引き上げ生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・最低賃金や賃金の引き上げを支援する「**業務改善助成金**」の相談担当部署は、次のとおりで<mark>す。</mark>

(通常コース) は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874) (特例コース) は北海道労働局労働基準部賃金室(011-788-6206・011-738-3386~7)

相談をお待ち

しています!

- ・賃金引上げにお悩みの方は「**北海道働き方改革推進支援センター**」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。 (相談無料)(要望がある場合には、個別に事業場へ訪問して相談対応を行います。(相談、専門家の旅費等の費用は一切無料))
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311) 又は最寄りの労働基準監督署(支署) へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

